



はーとふる♡ガイドブック

じどうむ ふくし あんない
～児童向け福祉サービスのご案内～

<令和7年度版>



令和7年7月

おうみはちまんしふくしほけん ぶしょう ふくしか
近江八幡市福祉保険部 障がい福祉課

おうみはちまんしょう じしゅちいきじりつしえんきょうぎかい しょう じしえんそくしんぶかい
近江八幡市 障がい児者地域自立支援協議会 障がい児支援促進部会

はじめに

近江八幡市 障がい福祉課、障がい児者地域自立支援協議会・障がい児支援促進部会では、障がいのあるお子さんや保護者の皆さんへの支援の充実に向けて取り組みをおこなっています。

この「はーとふる♡ガイドブック～児童向け福祉サービスのご案内」は、いろいろな特性や障がいのあるお子さん、その保護者の方が、地域で安心して生活し、必要な支援をご利用いただくために作成いたしました。

お子さんの成長段階にあわせて、適切な療育や支援、地域生活を送ることができるための資料として、ご活用ください。

もくじ 目次

- | | |
|--|------|
| 1. 手帳制度に関すること | P.3 |
| 2. 福祉サービスに関すること | P.4 |
| 3. 手当に関すること | P.8 |
| 4. 学校に関すること | P.9 |
| 5. いろいろな障がい児支援に関すること | P.11 |
| 6. 相談窓口について | P.17 |
| 7. 福祉サービスの事業所一覧①
(自宅を利用するサービス・地域生活支援事業) | P.19 |
| 8. 福祉サービスの事業所一覧②
(放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援) | P.21 |



1. 手帳制度に関すること

障害者手帳を取得するには・・・？

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。
- 申請窓口は、障がい福祉課になりますので、お問い合わせください。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいを有する場合、障がいの程度によって1級～6級までの手帳が交付されます。

この手帳は、様々な福祉制度を利用するために必要です。

療育手帳

知的障がいのある人が一貫した療育・援護を受けられるよう、様々な制度やサービスの利用をしやすくすることを目的に、障がいの程度によりA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の手帳が交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいや発達障がいがある人の社会復帰や社会参加の促進を図ることを目的に、一定程度の精神障がいの状態である人に対し1級から3級までの手帳が交付されます。

手帳の所持者は、様々な支援を受けることができます。

申請に必要なもの

- 写真1枚（縦4cm×横3cm）、マイナンバーに関する書類
- （身体障害者手帳）指定医師作成による身体障害者診断書・意見書
- （精神障害者保健福祉手帳）診断書（所定の様式）

※ 療育手帳の場合、診断書は不要ですが、申請後、日野子ども家庭相談センターにおいて判定を受ける必要があります。

手帳を取得するとどうなるの・・・？

障害福祉サービスの自立支援給付や障害児通所給付、補装具や日常生活用具の給付など、障がいの

種類や程度に応じて様々な福祉サービスを利用することができます。



2. 福祉サービスに関すること

障がいのあるお子さんが利用できる福祉サービスがあります。

※掲載している福祉サービス事業所等は児童を対象にしている事業所です。

福祉サービスを利用できる人とは？

以下のいずれかにあてはまる方

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方
 - 自立支援医療（精神通院医療）を利用され、通院している方
 - 医師の診断書により、障がいのあることが確認できる方
- ※ その他支援の必要性が認められる方も対象になる場合があります。

どんな福祉サービスがあるの？

- 主な福祉サービスには以下のようなものがあります。
- お子さんの特性やご家庭の状況により、利用できるサービスは異なります。

自宅で利用するサービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排泄及び食事等の介護や、必要に応じて通院等の介助を行うサービスです。
行動援護	自傷や他害、異食などの行動があり、特別な支援が必要な方の外出支援や行動する際の見守り支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難なお子さんに対して、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

施設等に通って利用するサービス

児童発達支援	障がいのある未就学のお子さんが、施設に通いながら療育や生活の自立のための支援などを受けるサービスです。
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・認定こども園等に通う障がいのあるお子さんについて、当該施設を訪問のうえ、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

ほうかごどう 放課後等デイサービス	障がいのある主に6歳～18歳の就学されているお子さんが、学校の授業終了後や長期休暇中などに施設に通い、自立した日常生活を営むために必要な訓練などを受けるサービスです。
たんきにゅうしょ 短期入所	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により介護ができない時に、施設に短期間入所のうえ介護を受けるサービスです。

ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

いどうしえんじぎょう 移動支援事業	屋外での移動に制限があるお子さんに外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を行うサービスです。
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	障がいのあるお子さんの介護を行う人の一時的な休息などのために、日中において一時的なお子さんの活動の場を提供するサービスです。

た その他

ほそうぐひしきゅう 補装具費の支給	身体上の障がいを補うための車椅子、補聴器、装具などの購入費及び修理費を支給します。
にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具の給付	日常生活の便宜を図るための用具（紙おむつや吸引器など）を給付します。

りようするのに必要な料金

- 保護者の方の所得や住民税課税額により料金の一部が自己負担となります。
- 利用されるサービスによって、必要な料金や限度額が変わる場合があります。詳しくは、障がい福祉課までお問い合わせください。また、サービスの利用時のおやつ代や送迎費などの実費も自己負担となる場合があります。（事業所によって異なります。）



福祉サービスを利用するにはどうすれば良いの？

自宅で利用するサービス、施設等に通って利用するサービス

① 障がい福祉課の窓口にて申請

申請時に、食事、排泄など日常生活の介助の度合い、行動や精神状態に関する聞き取り調査（5領域11項目調査）を行います。（原則、保護者の方への聞き取りのみ。）

② 障害児支援利用計画作成（障害児相談支援事業所との契約）

サービスを利用する場合は「障害児支援利用計画」を障害児相談支援事業所へ家族等から依頼し、作成してもらう必要があります。地域生活支援事業のみを利用する場合は不要です。

③ 相談・見学（施設等に通って利用するサービスの場合）

障害児相談支援事業所の相談員に相談し、通所を希望される事業所の見学や説明を受けましょう。

④ 福祉サービス受給者証の発行

5領域11項目調査、障害児支援利用計画の作成が行われたのち、市にて支給決定を行い、福祉サービス受給者証を発行します。

⑤ サービスを利用する事業所との契約→利用開始

支給決定を受けたサービスについて、指定事業所の中から事業所を選択し、契約を結んだうえで、サービスの提供を受けます。



障がい児福祉サービスの利用者負担

区分	世帯の収入状況		上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人		0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人		0円
一般 1	市町村民税課税世帯の人 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般 2	上記以外の人		37,200円

※ 満3歳になって初めての4月1日から3年間（3歳児～5歳児）の児童発達支援等の利用者負担は無償化になります。

補装具費の支給、日常生活用具の給付

- 申請書その他、品目や申請内容によって、医師の意見書や滋賀県立リハビリテーションセンターによる判定（面接・文書）が必要な場合があります。
- 申請窓口は、障がい福祉課になります。事前申請が必要になりますので、詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

手続き・お問い合わせ窓口

障がい福祉課（総合福祉センターひまわり館2階）

開庁時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

TEL：0748-31-3711 / FAX：0748-31-3738



3. 手当に関すること

お子さんの特性や扶養義務者等の所得により、以下の手当が受けられる場合があります。

手当額は令和7年4月1日現在の金額です。改定されることがあります。

特別児童扶養手当

20歳未満の在宅の中度以上の心身障がい児を監護している人に対し、手当を支給します。

手当額：1級（重度障害）：月額 56,800 円

2級（中度障害）：月額 37,830 円

障害児福祉手当

おおむね3歳以上20歳未満で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態の重度心身障がい児に対し、手当を支給します。

手当額：月額 16,100 円

申請に必要なもの

障がい福祉課にて、必要なものを持って申請してください。

- 診断書（所定の様式）、身体障害者手帳もしくは療育手帳、通帳のコピー、マイナンバーに関する書類、戸籍謄本（特別児童扶養手当のみ）

※ 療育手帳の等級により診断書が不要となる場合もあります。詳しくは障がい福祉課におたずねください。

手続き・お問い合わせ窓口

障がい福祉課（総合福祉センターひまわり館2階）

開庁時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

TEL：0748-31-3711 / FAX：0748-31-3738



4. 学校に関すること

特別支援学級とは

障がいがあるため、通常の学級では十分に指導の効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編成された少人数の学級です。小学校および中学校において、障がいの状態に応じた適切な配慮のもとに指導を行います。

相談窓口

近江八幡市教育委員会事務局 学校教育課
所在地：近江八幡市桜宮町236番地
TEL：0748-36-5531 / FAX：0748-32-3352

特別支援学校とは

少人数の学級で、複数の教員が指導にあたります。幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を習得するための学習を行います。

相談窓口

滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課
所在地：大津市京町四丁目1-1
TEL：077-528-4643 / FAX：077-528-4957



近江八幡市に住む子どもさんが通うことのできる特別支援学校

名称	所在地	連絡先 (TEL 上段・FAX 下段)
盲学校 (視覚障がい)	彦根市西今町 800 番地	TEL : 0749-22-2321 FAX : 0749-26-3686
	視覚障がいのある児童・生徒、全県	
聾話学校 (聴覚障がい)	栗東市川辺 664 番地	TEL : 077-552-1380 FAX : 077-554-1538
	聴覚障がいのある児童・生徒、全県	
野洲養護学校 (知的障がい・ 肢体不自由)	野洲市小南 588 番地	TEL : 077-586-6850 FAX : 077-586-6870
	知的障がい・肢体不自由の障がいがある児童・生徒 近江八幡市在住の方 (安土学区・老蘇学区を除く)	
八日市養護学校 (知的障がい・ 肢体不自由)	東近江市上平木町 290 番地	TEL : 0748-23-1774 FAX : 0748-23-2411
	知的障がい・肢体不自由の障がいがある児童・生徒 近江八幡市在住の方 (安土学区・老蘇学区に限る)	
三雲養護学校 高等部石部分教室 (知的障がい)	湖南市丸山二丁目 3 番 1 号	TEL : 0748-77-8110 FAX : 0748-77-5020
	知的障がいのある生徒、近江八幡市在住の方 (安土学区・老蘇学区を除く)	
長浜養護学校 高等部伊吹分教室 (知的障がい)	米原市朝日 302 番地	TEL : 0749-55-8031 FAX : 0749-55-8032
	知的障がいのある生徒、近江八幡市在住の方 (安土学区・老蘇学区に限る)	
北大津高等養護学校 (軽度知的障がい)	大津市仰木の里一丁目 23 番 1 号	TEL : 077-574-7900 FAX : 077-574-7891
	軽度知的障がいのある生徒、全県	
長浜北星 高等養護学校 (軽度知的障がい)	長浜市地福寺町 3 番 72 号	TEL : 0749-62-0920 FAX : 0749-62-0940
	軽度知的障がいのある生徒、全県	
甲南高等養護学校 (軽度知的障がい)	甲賀市甲南町寺庄 427 番地	TEL : 0748-86-8401 FAX : 0748-86-8405
	軽度知的障がいのある生徒、全県	
愛知高等養護学校 (軽度知的障がい)	愛知郡愛荘町愛知川 102 番地	TEL : 0749-49-4000 FAX : 0749-49-4001
	軽度知的障がいのある生徒、全県	
鳥居本養護学校 (病弱)	彦根市鳥居本町 1431 番地 2	TEL : 0749-24-1768 FAX : 0749-26-3724
	情緒障がい児短期治療施設さざなみ学園に入園している児童・生徒	
守山養護学校(本校) (病弱)	守山市守山五丁目 6 番 20 号	TEL : 077-583-5857 FAX : 077-583-7543
	滋賀県立小児保健医療センターに入院している児童・生徒	
守山養護学校(大津分 教室) (病弱)	大津市長等一丁目 1 番 35 号	TEL : 077-525-1276 FAX : 077-525-2740
	大津赤十字病院に入院している児童・生徒	

5. いろいろな障がい児支援に関すること

手帳制度や福祉サービスのほか、地域でお子さんが健やかに生活するために、いろいろな支援があります。詳しくは、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

余暇や放課後の活動

余暇支援クラブ「はちの子」

活動内容	長期休暇中と月 1 回土曜日に学生スタッフとボランティア（中学生～大人）さんと、ゲームやクッキングをしたり季節の行事に合わせた遊び、また体験活動としてバス旅行や地域の方々との交流会に参加したりしています。		
利用の方法	対象者は市内在住の特別支援学校及び支援学級に通う児童・生徒で、入会が必要です。入会申込みは直接「はちの子」事務局までご連絡ください。		
担当窓口	名称	近江八幡市余暇支援クラブ「はちの子」	
	所在地	宇津呂町 19 番地 6	
	TEL	090-6607-6958	

近江八幡市ファミリー・サポート・センター

活動内容	子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と子育ての手助けができる人（援助会員「サポーター」）が共に会員となって、助け合う子育て支援活動です。一時的な預かりや送迎など依頼をうけ、事務局でマッチングし活動します。サポーターは、一定の研修を修了した市民による有償ボランティアです。		
利用の方法	0 歳から小学校 6 年生までの子どもをお持ちの方で、利用するには登録が必要です。（登録料無料）なお、利用には、以下の料金とサポーターの交通費が必要です。平日は 8:00～18:00（子ども一人につき 1 時間 750 円）送迎のみは 800 円。土日祝・平日上記以外の時間帯はそれぞれプラス 100 円となります。まずは、ご相談ください。		
担当窓口	名称	特定非営利活動法人子育てサポートおうみはちまん すくすく	
	所在地	西元町 59	
	TEL	31-3320	FAX 31-3335



ほうかごじどう
放課後児童クラブ

活動内容	保護者が就労等により昼間家庭にいないお子さんに対して、授業の終了後に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。 障がいのあるお子さんの利用については、事業所の運営体制等により利用いただけない場合があります。
担当窓口	子育て政策課 ※所在地・連絡先については、子育て政策課までお問い合わせください。

よかっとたいむ

活動内容	高校生以上の障がいがある方が生活支援や余暇活動を通して、集団活動を行うとともに日常介護をしている家族の一時的な休息を計ることを目的としています。			
利用の方法	事前に障がい福祉課まで申し込みをお願いします。			
担当窓口	名称	特定非営利活動法人近江八幡市手をつなぐ育成会		
	TEL	080-2532-9123	FAX	

よか♡すぺ～す

活動内容	毎月第1土曜日と第3日曜日の10:00～16:00まで障がいのある方が自由に過ごせる居場所を提供しています。遊んだり、運動したり、休んだり、自由にお過ごしください。 雨の日に外で過ごせない時、外出時の休憩場所としてもご利用いただけます。			
利用の方法	事前に利用者登録が必要です。(登録・利用は無料) 対象者は近江八幡市在住または市内に勤務・通学しているか市内の施設・事業所を利用している人 障がいの種類が証明できる手帳・受給者証等の写しを持って、市民共生センターまたは障がい福祉課で申請してください。			
担当窓口	名称	近江八幡市市民共生センター（水曜日休館）		
	所在地	大森町41-7		
	TEL	31-2700	FAX	31-2800

いばしょ 居場所・フリースクール

しょうがいのあるなしに関わらず、ふとうこうやひきこもりなどのいきづらさをかかっている子どもをたいしょうとしたいえがっこういがいりようできるばしょです。

一般社団法人蜜柑の木

活動内容	①親の会 ②中高生対象の子ども食堂 体験会：随時受付中		
スタッフの紹介	元当事者と元当事者家族など、不登校に理解があります。 日頃から子どもたちに接している、専門的知識を持ったスタッフが対応します。		
活動等	事務所：近江八幡市内 活動場所：西の湖自然ふれあい施設 サロン：月1回第2木曜日16:00~20:00 参加費：運営協力金300円~ 対象者：小学生~大人まで（一部未就学児可）		
担当窓口	代表責任者	永峰 美佳（ながみね みか）	TEL 090-2114-0910
	E-mail	mikannoki.oumihatiman@gmail.com	
	ホームページ	https://mikannoki-oumihatiman.com/	

こはく 隠れ家琥珀

活動内容	① フリースペース ②若者と運営する子ども食堂 ③お仕事体験ぴょんキッチン ④茶話会（親の会） ⑤サロン ⑥相談 day 体験会：随時受付中		
スタッフの紹介	元当事者と元当事者家族など、不登校等に理解があります。 日頃から子どもたちに接している、専門的知識を持ったスタッフが対応します。		
活動等	事務所：近江八幡市内 活動場所：市内古民家 サロン：月2回フリースペース 月1回食堂とサロンと茶話会 月1回ぴょんキッチン（別会場） 参加費：食堂大人のみ300円、フリースペース 1日500円 対象者：高校生~大人まで ※食堂はどなたでも。		
担当窓口	代表責任者	永峰 美佳（ながみね みか）	TEL 090-7110-7018
	E-mail	mikannoki.oumihatiman@gmail.com	
	ホームページ	https://mikannoki-oumihatiman.com/	

ホットフィールド 子ども・若者支援ヒューマンネット

かんちゃんのちいいいえな家

活動内容	①相談ルーム ②学習サポート ③フリースクール・かんちゃん教室(訪問型を含む) ④ホットルーム(多文化共生・地域交流会) ⑤おとな(対人援助職・保護者・支援者等)の研修会、他。 体験会：ご相談ください		
スタッフの紹介	社会福祉士、元教師、臨床教育学や多文化共生をめざすフィールドを基盤としたスタッフ等が対応します。		
活動等	事務所 : 近江八幡市安土町常楽寺 956-2 活動日時 : ニーズに合わせて個別に対応 参加費 : 詳しくはお問合せ下さい。 対象者 : 小学生~18歳と18歳以上の若者		
担当窓口	代表責任者	佐子 完十郎(さこ かんじゅろう)	TEL 090-3708-3315
	E-mail	srmq61299@nike.eonet.ne.jp	
	ホームページ	https://kancyan-house.com/	

NPO 法人 シンス Since

活動内容	NPO 法人 Since はフリースクールやその他居場所活動に取り組んでいます。 ・フリースクールでは、個性豊かな子どもたちがそれぞれの良さを輝かせながら活動しています。スタディサポートや様々な体験学習、好きなことに打ち込める部活動、遠足などを通して仲間と様々な活動を積むことが出来ます。 ・居場所活動では、月 1 回のお泊り会や夜の居場所であるナイトステイも実施しています。ぜひ、気軽にご参加ください。 体験会：ご相談ください。		
スタッフの紹介	20 代のスタッフがメインとなっています。小学校教員免許を所持している麻生知宏(ともやん)、生鷹幹太(かんちゃん)、門脇真斗(まなてい)の他にも、個性豊かな大学生さんなどが子ども達と関わっています。年齢的にも精神的にも子どもに近いメンバーで運営しています。		
活動等	活動場所 : 近江八幡市を中心に活動しています。 活動場所はお問合せください。 活動日 : 月・火・水・木・金 参加費 : お問い合わせください。 対象者 : 小・中学生		
担当窓口	代表責任者	麻生 知宏(あそう ともひろ)	TEL 090-3729-6373
	E-mail	info@since.or.jp	
	ホームページ	https:// since.or.jp /	

ひとつぶてんと^{えん}園

活動内容	幼児部と小学部に分かれています、月・火は合同で活動します。 幼児部と小学部月曜日は親子参加。 体験日：毎月第3月曜日			
スタッフの紹介	代表：にしむら しずえ			
活動等	事務所：近江八幡市池田町 5-34 活動日時：幼児部 10時から14時、 小学部 10時から15時 参加費：体験及び面談時に問い合わせください。 対象者：妊娠時期から高校生・大学生はサポートで はいっていただけます。			
担当窓口	代表責任者	にしむら しずえ	TEL	090-8208-0423
	E-mail	hitotubu.tento@gmail.com		
	ホームページ	https://hitotubutento.wixsite.com/hitotubu-tentoen		

ふおるすりーる・アットスクール近江八幡教室

活動内容	【学校復帰支援型フリースクール】 学校に行くことのできない生徒たちへの学習支援を中心に行っています。まずは、参加することから、ゲームや遊びを通じて、勉強へと導いています。完全マンツーマンで生徒さん一人に対して先生が一人横に付きます。また、通うことが難しい生徒さんへは送迎またはご家庭での学習等支援を行っています。			
スタッフの紹介	元中学校教員の代表をはじめ、支援員や発達障がいのお子様をお持ちのお母さまなどバラエティ豊富にご準備しています。			
活動等	活動場所：近江八幡市出町・東近江市八日市 近江八幡教室はアルプラザ近江八幡の近所にあります。 活動曜日：月～金の平日 活動時間：学校の授業を行っている時間内 活動費：週1…11,000円（税込）～ 対象者：小学生から高校生まで			
担当窓口	代表責任者	加藤 光治（かとう みつはる）	TEL	0748-47-9023
	E-mail	foulesourire670303@gmail.com		
	ホームページ	https://foulesourire.com		

仲間や保護者同士の交流

近江八幡市手をつなぐ育成会

活動内容	障がいのある人とその家族が豊かに暮らせる社会づくりを目指しています。活動内容は、子どもや保護者がライフステージごとに集う場やみんなが楽しめるイベントなどを実施しています。		
利用の方法	各事業の内容をチラシやホームページなどで知っていただき、参加したい内容のものにそれぞれ申し込みをしていただいたり、集う場所などに直接お越しください。		
担当窓口	所在地	事務局：大森町41番地7（市民共生センター内） 活動拠点：鷹飼町52番地マナビィ1階	
	TEL	080-2532-9123	FAX
	E-mail	ohikusei@gmail.com	
	ホームページ	https://sites.google.com/view/ohikusei/	

滋賀LD等発達障害親の会「トムソーヤ」

活動内容	LD・ADHD・自閉症 [※] 外傷症などの発達障がいのある子どもを持つ親の会です。定例会・学習会などの活動の他、滋賀LD教育研究会の先生方の協力を得て、チャレンジクラブ（SST）・研修会・日帰り合宿を実施しています。（状況に応じてオンラインなどで活動しています。）		
利用の方法	会員のみが活動に参加できます。（一部非会員でも見学できるものがあります。下記のメールアドレスにお問い合わせください。）		
担当窓口	E-mail	tomsoya.shiga@gmail.com	
	ホームページ	https://spn-apr.com/h/tomsoya	

八幡ハチドリのカイ

活動内容	近江八幡市在住の野洲養護学校に通う児童、生徒、卒業生の保護者の会です。定例会では、福祉事業所見学会や勉強会、茶話会などを通して、保護者同士の交流や学びの場としています。		
利用の方法	野洲養護学校を通じて、毎年春に入会募集・総会の案内を配布しています。		
担当窓口	所在地	中小森町 434	
	TEL	0748-33-7246	FAX 0748-33-7246

ほっこりハウス

活動内容	発達障がいのお子さんと一緒に、日々頑張っている保護者の方が「笑顔になれる場所」「ほっこり出来る場所」になれるように、月に一度、地域のコミュニティセンターで談話室を開いています。悩み事やたわいもない話をしながら、先輩お母さん達から、笑顔のヒントをもらってください。
担当窓口	担当者に連絡ください。 【担当】 090-9878-0752

おひさまの会

活動内容	発達障がいのお子さまをもつ保護者を中心に地域のコミュニティセンターで 2 ヶ月に一度、専門家の先生に起こし頂いて、保護者の学習会と、座談会を開催しています。一緒に子育てを楽しみながら、親育ちしませんか？市内の全域からご参加頂けます。
担当窓口	馬淵コミュニティセンター 【担当】 37-7017

なないろの会

活動内容	重症心身障がい児の保護者の会です。重い障がいがあり、医療との関わりが大きい子どもたちが、地域社会の中で 1 人の人として尊敬され、自立し、理想とする幸せな生活を送るために、必要とする福祉サービスや支援体制を共に学び、考え、発信していきましょう。
担当窓口	担当者に連絡ください。 【担当】 090-7704-5421

近江八幡市ことばを育てる親の会

活動内容	主に市内の小中学校の通級指導教室に通う子どもたちの親の集まりです。2 ヶ月に一度、交流会を開き、ことばやコミュニケーションに課題を持つ子どもの育ちや、親の悩みを互いに話し、交流をしています。我が子の育ちや発達について、気軽に語ったり、色んな悩みを分かち合ったりしましょう。未就学のお子さまの保護者の方もお待ちしております。きっと、気持ちが軽くなりますよ。	
利用の方法	右横の QR コードにて、当会の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。次回交流会のご案内や情報など、随時発信しております。あるいは、下記のメールアドレスにお問い合わせください。	
担当窓口	担当者に連絡ください。 【E-mail】 oyanokai8man@gmail.com	

将来にわたって、途切れのない支援が受けられるために・・・

相談・支援手帳「サポートファイル」

概要	支援を必要とする本人や保護者がいつでも持つことができ、必要な時に支援者に見せて情報を提供することができるためのものです。様々な機関や支援者に相談するときにファイルをもとに説明できます。
もらえる場所	発達支援課で書き方を説明してお渡しします。 また、市のホームページでサポートファイルを検索すると記入用紙をダウンロードできます。（右記 QR コード参照） 
担当窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達支援課 ・ 教育委員会事務局学校教育課 ・ 幼児課 ・ 障がい福祉課（18歳～） ※所在地・連絡先については、P.19の相談窓口をご覧ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 野洲養護学校 ※詳細は野洲養護学校のホームページから手引書をダウンロードできますので、ご活用ください。（右上記 QR コード参照） 

6.相談窓口について

市役所での相談

お子さんの特性や利用できる支援・サービスについては、それぞれの窓口で相談できます。

担当窓口	所在地（窓口）	連絡先（TEL/FAX）
	相談できる内容	
障がい福祉課	土田町 1313 番地 （総合福祉センターひまわり 2 階）	TEL：31-3711/FAX：31-3738
	<ul style="list-style-type: none"> 各障がい児者、難病患者の福祉サービス及び相談支援に関すること 18 歳以上の発達障がい者に対する相談支援（発達障がい者支援センター） 各種障がい者手帳の交付や自立支援医療の給付、補装具や日常生活用具の給付、特別障害者手当及び特別児童福祉手当に関すること 障がい者の虐待防止や成年後見等の権利擁護に関すること 等 	
発達支援課	土田町 1313 番地 （総合福祉センターひまわり 2 階）	TEL：31-3734/FAX：31-3738
	<ul style="list-style-type: none"> 0 歳から概ね 18 歳までのお子さんを対象に発達の不安や心配について本人及び保護者（家族）の相談 発達支援を必要とする児との関わりについての各種相談 等 	
健康推進課 （市民保健センター）	中村町 25 番地	TEL：33-4252/FAX：34-6612
	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中からの健康相談や育児のこと、子どもの成長・発達・栄養・予防接種に関すること（保健師・助産師・栄養士が相談をお受けします） 健康づくりに関すること 等 	
こども家庭センター	桜宮町 236 番地	TEL：36-5562（ひとり親家庭の福祉） 31-4001（児童虐待）
	<ul style="list-style-type: none"> 育児や子育てに対する悩みや困り事に関すること 児童虐待や家庭の問題・ヤングケアラー（18 歳未満）などに関すること 等 	
子育て政策課	桜宮町 236 番地	TEL：36-5524（放課後児童クラブ） FAX：32-6518
	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブに関すること 等 	
幼児課	桜宮町 236 番地	TEL：36-5579/FAX：32-6518
	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の入所に関すること、幼稚園・こども園入園に関すること 幼稚園の預かり保育利用に関すること 保育所・幼稚園・こども園等における障がい児教育保育・特別支援教育に関すること 等 	
学校教育課	桜宮町 236 番地 （教育委員会事務局内）	TEL：36-5531/FAX：32-3352
	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのあるお子さんの就学や支援に関すること 特別支援学級や通級指導教室の指導や支援に関すること 等 	
教育相談室 （教育研究所）	鷹飼町 52 番地 マナビィ 2 階	TEL：37-8877
	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生の不登校・行きしぶりに関すること 等 	
生涯学習課	桜宮町 236 番地 （教育委員会事務局内）	TEL：36-5597/FAX：36-5565
	<ul style="list-style-type: none"> 社会生活を円滑に営むことに困難を有する子ども・若者（引きこもり、不登校、不就労など）への支援に関すること 等 	

相談支援事業所

- 福祉サービスを利用するときには、お子さんの生活の困りごと等をうかがって「サービス等利用計画」を立てることが必要です。
- 「サービス等利用計画」は下記の相談支援事業所の相談支援専門員とお子さん、ご家族の方が一緒に作ります。
- 相談する方法については、相談支援事業所または障がい福祉課におたずねください。



相談支援事業所の一覧

- お子さんのサービス等利用計画を作成できる事業所（近江八幡市を対象エリアとしている）を紹介しています。

名称（五十音順、市内→市外の順）		
所在地	TEL	FAX
近江八幡市社会福祉協議会 相談支援事業所		
土田町 1313 番地	33-1699	33-1655
支援センターごごみ		
丸の内町 5 番地 122	31-2331	31-2332
NPO 法人障害青年の教育をさらに保障する滋賀の会 （障害青年サポートセンター近江八幡スクールなかま） 相談部		
掘上町 300 番地 1	26-1634	26-1634
児童相談さぼーとセンターびよん		
中村町 408 番地 2	080-1432-7060	
相談支援事業部 みるく		
馬淵町 1636 番地 3	38-5030	38-5031
相談支援事業所 住倉安土		
安土町内野 2048	46-2006	46-5225
東近江地域障害者生活支援センター サテライト近江八幡		
多賀町 599 番地 3	32-8700	32-8720
プランニングセンター近江八幡		
中村町 9 番地 18	090-9998-4508	
相談支援事業所 くすのき		
東近江市五個荘竜田町 550 番地	29-3117	
相談支援事業所 こすもす ※北里学区、桐原学区のみ		
野洲市西河原三丁目 2450 番地	077-576-0150	077-576-4662

7. 福祉サービスの事業所一覧①

(自宅で利用するサービス・地域生活支援事業) 令和7年6月末日時点

自宅で利用するサービスの事業所 (市内事業所のみ)

近江八幡市内の事業所を紹介しています。市外の事業所でも、利用できる場合があります。

名称 (五十音順)	所在地	TEL	居宅介護	行動援護
近江八幡市社会福祉協議会 居宅介護事業所	安土町上出 908 番地 1	46-6321	○	
居宅介護ヘルパーステーション おうみ	鷹飼町 744 番地 (滋賀八幡病院内)	31-0139	○	
しみんふくし滋賀 近江八幡訪問介護事業所	出町 414-5 フラワー1 番館 107	32-4872	○	
ツクイ近江八幡鷹飼	鷹飼町北 4-21-2	31-2030	○	
ニチケアセンター近江八幡	中村町 476 番地	31-0071	○	
ニチケアセンター八幡南	鷹飼町南 4 丁目 1 番地 4 カルチャーコート 1-C 号室	38-8113	○	
東近江地域障害者生活支援セン ターサテライト近江八幡	多賀町 599 番地 3	32-8710	○	○
ホームヘルパーステーション ヴォーリス	北之庄町 492 番地	32-7130	○	
mtu 株式会社 訪問介護サービスでいご	安土町下豊浦 4552-1	40-0286	○	○
訪問介護ステーションひびき	千僧供町 357 番地	43-1963	○	○
訪問介護事業所カイト	中小森町 276-17	47-8179	○	

地域生活支援事業の事業所

近江八幡市と契約している事業所 (市内・東近江圏域・野洲市・守山市のみ) を紹介しています。

日中一時支援事業所

日中一時支援事業とは… (P.5 を参照ください)

障がいのあるお子さんの介護を行う人の一時的な休息などのために、日中において一時的なお子さんの活動の場を提供するサービス

名称 (市内事業所は五十音順)	所在地	TEL
株式会社 彩り	東近江市佐野町 536-1	26-5760
NPO 法人障害青年の教育をさらに保障 する滋賀の会(障害青年サポートセンタ ー近江八幡スクールなかま)	掘上町 300 番地 1	26-1634
ふえりいちえ Felice 合同会社 児童相談さぽーとセンターぴょん	中村町 408 番地 2 リンデンビル	080-1432-7060
あったか	守山市守山 2 丁目 11 番 9 号	077-582-7550
ネクストフィールド	守山市二町町 30-105	077-500-3575

移動支援事業とは… (P.5 を参照ください)

屋外での移動に制限があるお子さんに外出のための支援を行い、
地域における自立生活及び社会参加の促進を行うサービス

いどうしえんじぎょうしょ
移動支援事業所

名称 (市内事業所は五十音順)	所在地	TEL
一般社団法人 デイサービス桐原	安養寺町 816 番地	31-2331
株式会社 彩り	東近江市佐野町 536-1	26-5760
居宅介護ヘルパーステーション おうみ	鷹飼町 744 番地(滋賀八幡病院内)	31-0139
東近江地域障害者生活支援センター サテライト近江八幡	多賀町 599 番地 3	32-8710
訪問介護ステーションひびき	千僧供町 357 番地	43-1963
びわこ介護ユアナース株式会社 近江八幡営業所	鷹飼町 454 番地 7 号 鳥井ビル 2F	32-4545
mtu 株式会社 訪問介護サービスでいご	安土町下豊浦 4552-1	40-0286
合同会社 Unite あいケアステーション	東近江市蒲生堂町 3 38-68	34-2726
ヘルパーステーションなぎさ	東近江市宮荘町 835 番地 ジェルメフルール 102 号	26-1084
訪問介護 櫻の庭	東近江市桜川西町 142 番地 5	56-1638
niji-iro	野洲市西河原 2405 番地	077-596-3631
ヘルパーステーション KOKORO	野洲市小篠原 1800 番地 30	080-3842-6528
さぽ〜と楽	守山市守山二丁目 11 番 9 号	077-582-7550
ヘルパーステーションこねくと	守山市吉身 2 丁目 9 番 34 号	077-575-6977
ヘルパーステーションふらんく	守山市吉身 2 丁目 9-27 伊勢屋ビル 201	077-535-9197
はーとさぽーと めい	守山市水保町 1390-40	077-532-7559



8. 福祉サービスの事業所一覧②（放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援）

令和7年6月末日時点

近江八幡市内の事業所を紹介しています。市外の事業所でも、利用できる場合があります。

事業所が変わる場合がありますので、詳しくは、障がい福祉課の窓口へお問い合わせください。

放課後等デイサービスとは…（P.5を参照ください）
学校の授業終了後や長期休暇中などに施設に通い、自立した日常生活を営むために必要な訓練などを受けるサービス

放課後等デイサービスの事業所

休日や長期休暇中の開所時間、送迎・延長時間の詳細は、各事業所におたずねください。

名称	所在地	TEL	FAX	送迎	延長
	開所時間（平日・休日）				
	事業所の紹介				
凜 近江八幡	江頭町464番地3	36-3825	36-3826	あり	なし
	平日：学校終了後～17：00 休日：10：00～16：00				
	集団活動の時間と個々の目標に応じた個別活動の時間を設けてサポートしたり、言語聴覚士やその他専門職のサポートがあります。外出、クッキング、製作等、季節に合わせたイベントも満載です。				
キッズ☆station 近江八幡	上野町46番地	43-1966	43-1966	あり	要相談
	平日：学校終了後～19：00 休日：9：00～18：00				
	子どもへの尊敬・愛情を第一に考え、個々の可能性を信じて温かく支援することを理念としています。活動としては、お出かけ（自然との触れ合い）や創作活動にウェイトをおき社会性を養うことを基軸としています。				
ベストライフつばさ	白鳥町30番地3 敷島第2ビル101号	43-2275	43-2275	あり	あり（18：30まで）
	平日：学校終了後～17：15 休日：10：30～16：30				
	リハビリ専門職を中心に体操や跳び箱、マット、ハードルなどを使ったサーキットトレーニング、感覚統合療法、ビジョントレーニング、言葉の練習、集団適応訓練などを行っています。				
ここあ	馬淵町1636番地1	38-5030	38-5031	あり	なし
	平日：学校終了後～17：30 休日：10：00～16：00				
	開放的な環境とアットホームな雰囲気の中で遊びを通して子ども達の生活していく力や思いやりの心などを育てます。長期休みに給食支援あり。重度心身障がいのあるお子さんの受け入れ可能です。				
わくわく	加茂町844番地9	36-3462	36-3643	あり	要相談
	平日：学校終了後～17：00 休日：10：00～16：00				
	たくさんの笑顔に出会いたいという理念を持ち、子どもたちの心に気づき、一人ひとりの子どもに寄り添い子どもと向き合いたい、興味・意欲・関心を引き出すためのかわりをしていきたいと考えています。				
こどもサポート教室「きらり」近江八幡駅前校	鷹飼町1485番地6 O・Hビル近江八幡502	32-4800	32-4800	なし	なし
	平日：10：00～19：00 休日：10：00～19：00				
	感情のコントロールが上手にできるようになりたい、言葉で自分の思いをうまく表現したい等、人とのコミュニケーションに関する課題や、学年が上がるにつれての学習の不安を、1対1の個別療育で対応させていただきます。また、月1回の小グループでのイベントも実施しており、個別から集団への適応にも力も入れております。 ※1時間の療育の中で保護者様とお子様についてお話する機会も設けています。				
こどもサポート教室「きらり」近江八幡駅前校第2	鷹飼町1542番地 ファルコーテナント1A	29-3777	29-3777	なし	なし
	平日：10：00～19：00 休日：10：00～19：00				
	「誰にでも輝ける舞台がある」「子どもたちが楽しめる活動」をコンセプトに一人ひとりの特性に応じた1対1の個別療育を行っています。学習、コミュニケーション、運動面への課題や不安に寄り添いながら関わることを大切にしています。また、1時間の療育の中で保護者様とお子様のことについてお話する機会も設けています。				
てのひら近江八幡 鷹飼町	鷹飼町南3丁目4番地5 1階	43-1735	43-1736	あり	なし
	平日：14：00～17：30 休日：10：00～16：00				
	開放的なプレイルームに大型ボールプールやボルダリング等を常設し、様々な感覚刺激を楽しみながら、のびのびと運動を行うことができます。また、学習スペースには個室もあり、集中して学習に取り組めます。				
てのひら近江八幡 音羽町	音羽町148番地	33-2050	33-2051	あり	なし
	平日14：00～17：30 休日：10：00～16：00				
	県内6事業所目の「てのひら」です。「てのひら」で一番広い、70坪以上のスペースに一人ずつ分けられた学習スペース、広々とした運動スペースを設けてます。各事業所に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置して、専門的な角度から見た療育にも力を入れてます。				
スキルアップスタジオ TINO	堀上町159番地7	26-2400	26-2402	あり	なし
	平日：13：30～18：30 休日：8：30～16：30				
	その子に応じた学習支援による学力向上や日々の生活能力の向上、グループワークによるコミュニケーション能力の向上を目指した療育に取り組んでいます。				
TINO 安土教室	安土町上豊浦983番地1	43-2733	43-2734	あり	なし
	平日：13：30～18：00 休日：8：30～16：30				
	作業療法士の指導による体幹トレーニング、グループワークによるコミュニケーション能力の向上を目指した療育に力を入れてます。令和5年2月に完成の施設です。				

名称	所在地	TEL	FAX	送迎	延長
	開所時間（平日・休日） 事業所の紹介				
杜のつぐみ療育園 安土園	安土町下豊浦字西法寺 4552	36-2858	36-2859	あり	なし
	平日：10：00～17：00 土日祝・長期休暇：10：00～16：00				
	お子様おひとりずつに合わせた課題に取り組み、(例)文字を今よりもキレイにかける【目標】⇒指先を自由に動かすことができる、握る力をつける、文字の練習を行う等【活動】※楽しく取り組めるよう指導員がサポートします。 小さな出来た！を積み重ね自信をつけていただくことで、次の活動への意欲につなげる支援をします。				
杜のつぐみ療育園 中村園	近江八幡市中村町33-14	34-2260	34-2261	あり	学校休業日の前後2時間
	月曜～土曜・休園日以外の祝日：10：00～17：00				
	公園での遊具遊びを大切にしています。室内ではクッキングや制作活動、SSTなど、5領域を網羅した活動を行います。学校休業日には、お買い物体験や、公共施設へのおでかけで社会体験を積み、自信に繋げていきます。				
みらい 近江八幡	近江八幡市出町 547	36-3012	075-334-5949	あり	あり
	平日：学校終了後～17：30 休日：9：30～16：30				
	さまざまな活動を通して、ひとりひとりに寄り添い、おもいやりと個性を育むことを大切にしています。クッキングや工作、お出かけなどの楽しいイベントを通して、子どもたちが楽しみながら成長できる場を提供しています。さらに、毎週土曜日には、未来を切り拓く力を育む「プログラミング&AI 教室」も開催しています！				
りんごの樹	近江八幡市中村町1番地5（2階）	47-3555	47-3555	あり	なし
	平日：学校修了後～17:00 休日：9:30～17:00				
	日常生活の中での本人の「困った！」を「できた！」に変えていけるよう、個別性のあるプログラムで支援します。学校への行きづらさや不登校のお子様もご相談ください。 看護師が常駐していますので医療的ケアが必要なお子様の利用も可能です。				
いまここ up!	近江八幡市野田町 18 番地	34-1333	34-1336	あり	あり（20時まで）
	平日：10:00～18:30 休日：8：00～18:30（18時30分以降は自費サービス 最大20時）				
	施設は広く、落ち着いた空間で、室内での多様な活動も可能です。見学や体験も随時受け付けています。 「いまここ」は、お父さん・お母さんを応援しています。主な活動内容は、LINEからご確認いただけます。 朝のお迎え時間や送迎区域も柔軟にご対応いたしますので、個別にご相談ください。				
		会社概要/施設情報 ご確認いただけます		見学・体験受付はこちら【ID】	

児童発達支援とは…（P.4を参照ください）

障がいのある未就学のお子さんが、施設に通いながら療育や生活の自立のための支援などを受けるサービス

しどうはつたつしえん しぎょうしょ
児童発達支援の事業所

名称	所在地	TEL	FAX	定員（1日）
	事業所の紹介			
近江八幡市子ども発達支援センター ひかりの子 （近江八幡市発達支援課）	土田町 1313 番地	33-8131	31-3480	24名
	午前は、親子の愛着形成を目的に親子通所で、運動遊び・ふれあい遊び・音楽を用いた遊び等を通じた発達支援を行います。 午後は、少人数グループで、保育士や友だちとのかかわりを通して、自己調整力やコミュニケーション力を育みます。			
キッズ☆station 近江八幡	上野町 46 番地	43-1966	43-1966	3～4名
	日常生活に必要な動作の習得（身支度、食事、お片づけなど）ができるよう支援します。また小集団の他者との関わりの中で、様々な経験を積むことで本人の自信につなげていくような支援を行います。「楽しい！うれしい！大好き！」と感ずることができる療育の関わり方を大切にしています。			
こどもサポート教室 「きらり」 近江八幡駅前校	鷹飼町 1485 番地 6 O・Hビル近江八幡 502	32-4800	32-4800	10名
	「誰にでも輝ける舞台がある」「こどもたちが楽しめる活動」をコンセプトに一人ひとりの特性に応じた個別療育を提供しています。活動を通して言葉の発達を促したり、座って活動を行う姿勢作りやえんぴつで書く練習等、小学校へ向けての練習に取り組む機会を提供します。また、月1回の小グループでのイベントも実施しており、個別から集団への適応にも力を入れております。※1時間の療育の中で保護者様とお子様についてお話する機会も設けています。			
こどもサポート教室 「きらり」 近江八幡駅前校第2	鷹飼町 1542 番地 ファルコーテナント 1A	29-3777	29-3777	
	「誰にでも輝ける舞台がある」「こどもたちが楽しめる活動」をコンセプトに一人ひとりの特性に応じた1対1の個別療育を行っています。様々な活動を通しての言語発達へのアプローチ、コミュニケーション、運動面への課題や不安に寄り添いながら関わることを大切にしています。月1回の小グループでの療育も実施しており、個別から集団への適応にも力を入れております。また、1時間の療育の中で保護者様とお子様のことについてお話する機会も設けています。※駐車場有※			
ベストライフつばさ	白鳥町 30 番地 3 敷島第2ビル 101号	43-2275	43-2275	10名
	リハビリ専門職が身体面、運動面、特に体幹機能や手先の使い方、コミュニケーション能力向上などに力を入れており、保護者の方とともに家で実践していけるようアドバイスしています。			
凜 近江八幡	江頭町 464 番地 3	36-3825	36-3826	10名
	預かり型小集団で過ごす中で経験を積み基本的な生活習慣を目指してサポート。「できた」の達成感を感じ、レパートリー豊富な活動の中で「苦手」を減らせるように支援し保護者の方と一緒に「困った」に向き合います。			

名称	所在地 事業所の紹介	TEL	FAX	定員(1日)
しもねードキッズ 近江八幡	鷹飼町 1485 番地 8 O・H プラザアウル 1F 多職種(保育士・心理士・リハビリ)、関係施設と連携を図りながら、お子さんの発達に合わせた、個別プログラムを作成し、個別・小集団の療育を提供しています。療育者やお友だちとのやり取りを通じて、一緒に楽しみながらことばや認知の力を育てます。保護者の方とコミュニケーションを取りながら一緒に子育てをサポートしています。	43-0470	43-0471	10名
杜のつぐみ療育園 安土園	安土町下豊浦字西法寺 4552-1 お一人おひとりのお子様の特性をしっかりと把握し、発達段階に合わせた最良の療育プログラムを提供します。随時、保護者の皆様へ情報のフィードバックを行い、成長についてご確認いただきながら、お子様の将来についてお話し合いをしていきます。	36-2858	36-2859	10名
杜のつぐみ療育園 中村園	近江八幡市中村町33-14 午前中は個別療育を行います。運動と机上活動に分け、個々の発達に応じた療育を行います。 年長児は放デイ移行も視野に入れ、午後の時間帯の受け入れも可能です。	34-2260	34-2261	10名
りんごの樹	近江八幡市中村町1番地5(2階) 9:30~14:00 お子様だけの長時間のお預かりが可能です。その中で一人一人の成長段階や発達課題に応じたプログラムで支援を行います。保護者様やご兄弟への支援にも力を入れています。 看護師が常駐していますので医療的ケアが必要なお子様の利用も可能です。	47-3555	47-3555	10名

ほいくしよとうほうもんしえん じぎょうしよ
保育所等訪問支援の事業所

名称	所在地 事業所の紹介	TEL	FAX
近江八幡市子ども発達支援センター (近江八幡市発達支援課)	土田町 1313 番地 集団生活への適応に支援が必要なお子さんが在籍している園所へ(当事業所では園所のみです)訪問支援員が月1回程度訪問して、お子さんの様子を観察し、必要な支援やかかわり方、環境づくり等を園所の先生方と一緒に考え、すすめていきます。	33-8131	31-3480

きょたくほうもんがたはったつしえん じぎょうしよ
居宅訪問型発達支援の事業所

名称	所在地 事業所の紹介	TEL	FAX
近江八幡市子ども発達支援センター (近江八幡市発達支援課)	土田町 1313 番地 常時人工呼吸器を使用しているなど重度の障がい等の状態にあり、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難なお子さんに対して訪問支援員がご自宅に訪問し、様々な遊びを通して成長および発達を支援します。	33-8131	31-3480